公立大学法人公立鳥取環境大学内部統制に関する規程
平成３１年４月１日
公立鳥取環境大学規程第１８号

 （趣旨）
第１条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学業務方法書（以下「業務方法書」とい
う。）に定めるもののほか公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）におけ
る内部統制に関し必要な事項を定めるものとする。
（適用範囲）
第２条 この規程は、法人の役員（監事を除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適
用する。
（理事長の責務）
第３条 理事長は、本学の内部統制において最終的な責任を有する。
２ 理事長は、内部統制システムに関する事項を役職員に周知するとともに、第６条第２項
の報告に基づき必要な措置を講じるものとする。
（内部統制担当理事）
第４条 法人に、業務方法書第３条に規定する内部統制システムに関する事務を統括する理
事（以下「内部統制担当理事」という。）を置き、副理事長をもって充てる。
２ 内部統制担当理事は、理事、副学長及び部局長（本規程において、学部長、研究科長、
人間形成教育センター長及び事務局長をいう。）が所掌する業務に係る内部統制システムの
整備及び推進の状況を取りまとめ、幹部会議に年１回以上報告するものとする。
（理事等の責務）
第５条 理事、副学長及び部局長は、所掌する業務に係る内部統制システムの整備及び運用
を推進するとともに、継続的に見直し及び改善を図るものとする。
２ 理事、副学長及び部局長は、所掌する業務に係る内部統制システムの整備及び運用の状
況について、内部統制担当理事に年１回以上報告するものとする。
（組織）
第６条 幹部会議は、内部統制システムに関する重要な事項について協議するとともに、内
部統制システムの整備及び運用の状況を確認し必要な改善措置を検討するものとする。
２ 幹部会議は、前項の協議結果を理事長に報告しなければならない。
（モニタリング）
第７条 法人の内部統制システムの有効性を監視・評価するため、次の各号に掲げるモニタ
リングを行うものとする。
（１）日常的モニタリング
（２）独立的評価
２ 前項第１号の日常的モニタリングは、各業務における役職員の自己点検及び相互牽制に
より行う。
３ 第１項第２号の独立的評価は、監事及び会計監査人による監査並びに法人による内部監
査により行う。
４ 理事長、理事、副学長及び部局長は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内

部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。

（委任
）

第８
条
 この規程に定めるもののほか
、法人の内部統制に関し必要な事項は
、理事長が別に
定める。

附

則

この規則は
、平成３１
年４月１日から施行する。